福祉環境委員会

令和5年3月7日(火) 10時00分~ 時 分 全 員 協 議 会 室

【委 員】小川委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議 長·委員外議員】

【執行部】 砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、 湯浅健康医療対策課健康増進担当課長、松山子ども・子育て支援課長、 龍河子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、

坂根保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、市原税務課長、土谷資産税課長 〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長 【事務局】中谷書記

議題

1 副委員長の互選について

副委員長

2 浜田地区広域行政組合議会議員の選出について

選出委員

- 3 議案第 5 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 6 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部 を改正する条例について
- 5 議案第7号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例について
- 6 議案第8号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一 部を改正する条例について
- 7 議案第29号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 8 執行部報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

【健康医療対策課】

(2) 出産・子育て応援金支給事業の実施状況について 【子ども・子育て支援課】

(3) 子育て支援センター「すくすく」の解体及び跡地利用について

【子ども・子育て支援課】

(4) コロナ関連の特例措置の終了について

【保険年金課】

(5) 浜田市指定ごみ袋の梱包に係る形状変更について (報告)

【環境課】

(6) 令和5年度 地方税制改正の概要について

【税務課·資産税課】

(7) 冬季の水道凍結対策の実施状況について

【水道管理課・工務課】

(8) 浜田処理区下水道整備事業について

【下水道課】

(9) その他

(配布物)

• 浜田市地域福祉計画

【地域福祉課】

・浜田市障がい者計画

【地域福祉課】

第4次浜田市健康増進計画・第2次浜田市自死対策総合計画

【健康医療対策課】 【健康医療対策課】

·第4次浜田市食育推進計画

【総合窓口課】

- ・浜田市人口状況 (R4.11 月末~R5.1 月末)
- 9 所管事務調查
 - (1) 保育所等における使用済みオムツの処分の状況について【子ども・子育て支援課】
 - (2) 水道未普及地域の状況について

【環境課】

- 10 その他
- 地域井戸端会のテーマ設定について (委員間で協議) 11
- 12 行政視察を終えて(委員間で協議)
 - (1) 行政視察レポートについて
- 【取組課題】就労支援を含めた障がい者支援について(委員間で協議) 13

令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

(福祉環境委員会)

新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後(案)」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例(平成●●年浜田市条例第●●号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

| 現行 | 改正後(案) |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| (見出し) | (見出し) |
| 第●条 市長は、○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 | 第●条 市長は、○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 |
| 2 [略] | 2 [略] |

目 次 議案第5号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部 … 1ページ を改正する条例について 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 議案第6号 2ページ について 議案第7号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す 4ページ る条例について 議案第8号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条 8ページ 例について

11ページ

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第29号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第32号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

| 現行 | 改正後(案) |
|---|-----------|
| _(懲戒に係る権限の濫用禁止)_ | 〔削る〕 |
| 第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以 | 第 26 条 削除 |
| 下この条において同じ。) の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保 | |
| 育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しそ | |
| <u>の教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体</u> | |
| 的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 | |

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第33号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

| 現行 | 改正後(案) |
|------|--|
| 〔新設〕 | (安全計画の策定等) |
| 〔新設〕 | 第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭 |
| | 的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利 |
| | 用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等で |
| | <u>の生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その</u> |
| | 他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条 |
| | において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を |
| | 講じなければならない。_ |
| 〔新設〕 | 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 |
| | 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 |
| 〔新設〕 | 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が |
| | 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し |
| | <u>なければならない。</u> |
| 〔新設〕 | 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安 |
| | 全計画の変更を行うものとする。 |
| 〔新設〕 | _(自動車を運行する場合の所在の確認)_ |
| 〔新設〕 | 第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等の |
| | ための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用 |
| | <u>乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握す</u> |
| | <u>ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> |
| 〔新設〕 | 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎 |
| | を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後 |
| | <u>方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を</u> |
| | 勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められ |
| | るものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車 |

| 現行 | 改正後(案) |
|---|---|
| | 内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める |
| | <u>所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u> |
| (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) | (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) |
| 第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは | 第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 |
| 、必要に応じ、当該家庭的保育事業所 | <u>その行う保育に支障がない場合に限り</u> 、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等 |
| 等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職 | の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員 |
| 員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利 | に兼ねることができる。 |
| 用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 | |
| | 〔削る〕 |
| 第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定によ | 第 14 条 削除 |
| り懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的 | |
| 苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 | |
| (衛生管理等) | (衛生管理等) |
| 第 15 条 〔略〕 | 第 15 条 〔略〕 |
| 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発 | 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発 |
| 生し、又はまん延しないように 必要な措置を講ずる | 生し、又はまん延しないように 、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びま |
| | │ │ ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 |
| よう努めなければならない。 | <u>を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。 |
| 3~5 〔略〕 | 3~5 [略] |

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第34号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

| 現行 | 改正後(案) | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| 〔新設〕 | (安全計画の策定等) | | | | | |
| 〔新設〕 | 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放 | | | | | |
| | 課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全 | | | | | |
| | <u>点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童</u> | | | | | |
| | 健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の | | | | | |
| | 研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項に | | | | | |
| | ついての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安 | | | | | |
| | 全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 | | | | | |
| 〔新設〕 | 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとと | | | | | |
| | <u>もに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> | | | | | |
| 〔新設〕 | 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携 | | | | | |
| | が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知 | | | | | |
| | <u>しなければならない。</u> | | | | | |
| 〔新設〕 | 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応 | | | | | |
| | じて安全計画の変更を行うものとする。 | | | | | |
| 〔新設〕 | <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> | | | | | |
| 〔新設〕 | 第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等 | | | | | |
| | のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者 | | | | | |
| | の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することがで | | | | | |
| | <u>きる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> | | | | | |
| (職員) | (職員) | | | | | |
| 第 11 条 〔略〕 | 第 11 条 〔略〕 | | | | | |
| 2 〔略〕 | 2 〔略〕 | | | | | |
| 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県 | 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県 | | | | | |
| 知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都 | 知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都 | | | | | |

| 市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 | 現行 | 改正後(案) |
|--|--|---|
| しないものとする。 | 市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの | 市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの |
| (1)~(10) [略] 4・5 [略] (新設) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設) (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童性全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童性全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 本書を表し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 本書を表し、文はまん延しないように必要な措置を講ずる の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | でなければならない。 | でなければならない。 <u>ただし、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要</u> |
| 4・5 [略] (業務継続計画の策定等) (新設) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を請するよう努めなければならない。 (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講する 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>しないものとする。</u> |
| (新設) (業務継続計画の策定等) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 「新設」 (衛生管理等) 第14条 [略] | (1) \sim (10) 〔略〕 | (1)~(10) 〔略〕 |
| 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、成課後児童は全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる | 4・5 〔略〕 | 4・5 〔略〕 |
| 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 本語の表情に対し、必要な方もよう努めなければならない。 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための酬練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 〔新設〕 | <u>(業務継続計画の策定等)</u> |
| 施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 新設 | 〔新設〕 | 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 |
| (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実</u> |
| (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (衛生管理等) (衛生管理等) (衛生管理等) (衛生管理等) (新し) (衛生管理等) (衛生管理等) (衛生管理等) (新し) (衛生管理等) (衛生管理等) 第14条 (略) (新し) (新し) (新設) (衛生管理等) 第14条 (略) (本し) (本し) (本し) (本し) (本し) (本力し、必要な研修及び割練を定期的に実施するよう努めなければならない、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | 施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下こ |
| (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (新設) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い |
| とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 とともに、必要な研修及び訓練を定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> |
| い。 い。 い。 い。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第 14 条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 〔新設〕 | 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する |
| (新設)3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等)(衛生管理等)第 14 条 〔略〕第 14 条 〔略〕2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならな |
| に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 | | <u>v.</u> |
| (衛生管理等) (衛生管理等) 第 14 条 [略] 第 14 条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 〔新設〕 | 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 |
| # 14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる | | に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 |
| 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。 | (衛生管理等) | (衛生管理等) |
| は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>職員に対し、感染症及び食中毒</u> の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 第 14 条 〔略〕 | 第 14 条 〔略〕 |
| | 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 | 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 |
| | は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> | は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>、職員に対し、感染症及び食中毒</u> |
| | | の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 |
| 3 [略] | よう努めなければならない。 | のための訓練を定期的に実施する よう努めなければならない。 |
| | 3 〔略〕 | 3 〔略〕 |

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第34号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

| 現行 | 改正後(案) | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| 〔新設〕 | (安全計画の策定等) | | | | | |
| 〔新設〕 | 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放 | | | | | |
| | 課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全 | | | | | |
| | 点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童 | | | | | |
| | 健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の | | | | | |
| | 研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項に | | | | | |
| | ついての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安 | | | | | |
| | 全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 | | | | | |
| 〔新設〕 | 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとと | | | | | |
| | もに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 | | | | | |
| 〔新設〕 | 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携 | | | | | |
| | が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知 | | | | | |
| | <u>しなければならない。</u> | | | | | |
| 〔新設〕 | 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応 | | | | | |
| | じて安全計画の変更を行うものとする。 | | | | | |
| 〔新設〕 | _(自動車を運行する場合の所在の確認)_ | | | | | |
| 〔新設〕 | 第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等 | | | | | |
| | のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者 | | | | | |
| | の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することがで | | | | | |
| | きる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 | | | | | |
| (職員) | (職員) | | | | | |
| 第 11 条 〔略〕 | 第 11 条 〔略〕 | | | | | |
| 2 〔略〕 | 2 〔略〕 | | | | | |
| 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県 | 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県 | | | | | |
| 知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都 | 知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都 | | | | | |

| 市者しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) ~ (10) [略] (4・5 [略]) (新設) (本) (新設) (本) (新設) (本) (新設) (本) (本) (本) | 現行 | 改正後(案) |
|--|--|---|
| しないものとする。 | 市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの | 市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの |
| (1)~(10) [略] (1)~(10) [略] 4・5 [略] 4・5 [略] (新設) (業務継続計画の策定等) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を讃するよう努めなければならない。 〔新設] 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 〔新設] 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | でなければならない。 | でなければならない。 <u>ただし、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要</u> |
| 4・5 [略] (新設) (新設) (業務継続計画の策定等) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講するよう努めなければならない。 (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>しないものとする。</u> |
| (新設) (業務継続計画の策定等) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための酬練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | (1) \sim (10) 〔略〕 | (1)~(10) 〔略〕 |
| (新設) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を譲ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒 の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 4・5 〔略〕 | 4・5 〔略〕 |
| 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第15条 [略] 第15条 [略] 第15条 [略] 第16条 [略] 第16条 [略] 第17条 [略] 第18条 [略] 第18条 [略] 第18条 [略] 第19条 [m] 第1 | 〔新設〕 | _(業務継続計画の策定等)_ |
| 施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) | 〔新設〕 | 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 |
| (新設) の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (衛生管理等) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒 の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実 |
| 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設 | | 施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下こ |
| (新設) 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 (新設) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。(衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い</u> |
| とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 とともに、必要な研修及び訓練を定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> |
| (新設) 次。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第 14 条 [略] 第 14 条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 〔新設〕 | 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する |
| (新設) 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 [略] 第14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | | とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならな |
| に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) | | <u>v</u> , |
| (衛生管理等) (衛生管理等) 第 14 条 [略] 第 14 条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 〔新設〕 | 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 |
| # 14条 [略] 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる | | <u>に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> |
| 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。 | (衛生管理等) | (衛生管理等) |
| は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>職員に対し、感染症及び食中毒</u> の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 | 第 14 条 〔略〕 | 第 14 条 〔略〕 |
| | 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 | 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又 |
| | は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> | は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>、職員に対し、感染症及び食中毒</u> |
| | | <u>の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止</u> |
| 3 [略] | よう努めなければならない。 | <u>のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。 |
| | 3 〔略〕 | 3 〔略〕 |

| 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成17年浜田市 | 「条例第 235 号)新旧対照表 (ト級部分が改止箇所) |
|--|---|
| 現行 | 改正後 (案) |
| (各受益者の負担金等の額) | (受益者の負担金等の額) |
| 第4条 受益者が負担する負担金等は、 | 第4条 受益者が負担する負担金等 の額 は、 <u>次の各号に掲げる処理区(浜田市公</u> |
| | 共下水道事業の設置等に関する条例(令和元年浜田市条例第 38 号)別表に規 |
| <u>の</u> 各号に定めるところによる。 | 定する処理区をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該 各号に定めるところに |
| | よる。 |
| 〔新設〕 | (1) 浜田処理区 別表第1のとおり |
| (1) 平成17年9月30日(以下「基準日」という。)において浜田市に属する | (2) 国府処理区 別表第2のとおり |
| 処理区域の受益者 別表第1 | (3) 旭処理区 別表第3のとおり |
| (2) 基準日において旭町に属する処理区域の受益者 別表第2 | (4) 三保三隅処理区 別表第4のとおり |
| (3) 基準日において三隅町に属する処理区域の受益者 別表第3 | |
| (賦課対象区域の決定等) | (賦課対象区域の決定等) |
| 第5条 市長は、負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」とい | 第5条 市長は、負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」とい |
| う。)を定めたときは、 当該年度の当初に、 これを公告しなければならない。 | う。)を定めたときは、 速やかに(前条第 2 号に掲げる処理区の賦課対象区域 |
| | <u>については、当該年度の当初に)</u> これを公告しなければならない。 |
| (負担金等の賦課) | (負担金等の賦課) |
| 第6条 市長は、 <u>前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内</u> | 第6条 市長は、 |
| <u>の受益者ごとに、</u> 第4条の規定により算出した負担金等の額を定め、 | 第4条 <u>各号</u> の規定により算出した負担金等の額を定め、 <u>次の</u> |
| これを賦課するものとする。 | 各号に掲げる受益者の区分に応じ、当該各号に定める期日に、 これを賦課する |
| | ものとする。 |
| 〔新設〕 | (1) 第4条第1号、第3号及び第4号に掲げる処理区の受益者 公共下水道 |
| | に排水設備(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 1 項に規定する |
| | <u>排水設備をいう。以下同じ。)の接続を完了した日</u> |
| 〔新設〕 | (2) 第4条第2号に掲げる処理区の受益者 前条の規定により公告した日か |
| | ら起算して1年以内の日 |
| 2 前項の負担金等の賦課は、前条の公告の日から起算して3年を経過した日以 | 「削る」 |

後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金等の額を定めたときは、遅滞なく、当該 2 市長は、前項の規定により負担金等の額を定めたときは、遅滞なく、当該負 負担金等の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。

(負担金等の納付)

第7条 [略]

2 前項ただし書の規定により、第4条第1号の受益者が初年度の初回の納期内 に、当該納期の後の全納期(次年度以後に係る納期を含む。)に係る負担金等 の全額を納付した場合においては、市長が別に定めるところにより、報奨金を 交付することができる。

(延滞金)

第12条 市長は、第6条第3項の納期限までに負担金等を納付しない者がある ときは、当該負担金等の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、年 14.5 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日まで の期間については年 7.25 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金を加算して徴収するものとする。

附則

1•2 [略]

3 基準日において、旭町及び三隅町に属する処理区域における受益者負担金等 の賦課期日については、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、排水設 備の接続を完了した日(使用開始の日)とする。

4 • 5 「略〕

改正後 (案)

担金等の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。

第7条 「略〕

2 前項ただし書の規定により、第4条第2号に掲げる処理区の受益者が初年度 の初回の納期内に、当該納期の後の全納期(次年度以後に係る納期を含む。) に係る負担金等の全額を納付した場合においては、市長が別に定めるところに より、報奨金を交付することができる。

(延滞金)

第12条 市長は、第6条第2項の納期限までに負担金等を納付しない者がある ときは、当該負担金等の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日まで の期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金を加算して徴収するものとする。

附則

1•2 [略]

〔削る〕

「略〕 $3 \cdot 4$

| 現行 | | 改正後 (案) | | | | | |
|---|---|---|------------|--|--|--|--|
| 〔新設〕 | 附則 | | | | | | |
| | この条例は、令和 | 15年4月1日から施行する。 | | | | | |
| 〔新設〕 | | 別表第1(第4条関係) 浜田処理区に係る負担金等 | | | | | |
| | | 区分 | 負担金等の額 | | | | |
| | 受益者一戸に | 排水人口が 100 人未満の家屋 | 100,000円 | | | | |
| | つき | 排水人口が 100 人以上の家屋 | 200,000 円 | | | | |
| | 者の区分に応し | 項第1号に規定する排水設備の接続を ごて、それぞれに定める額とする。 | を完了した日における | | | | |
| 川表第 <u>1</u> (第 4 条関係) | | じて、それぞれに定める額とする。 関係) | を完了した日における | | | | |
| 川表第 <u>1</u> (第 4 条関係) 区分 負担金等の額 | 者の区分に応し 別表第 <u>2</u> (第4条 | じて、それぞれに定める額とする。 関係) | を完了した日における | | | | |
| | 者の区分に応じ 別表第 <u>2</u> (第4条 <u>国府処理区に保</u> | だて、それぞれに定める額とする。 関係) <u>養る負担金等</u> <u>負担金等の額</u> 関係) | を完了した日における | | | | |
| 区分 負担金等の額 | 者の区分に応じ 別表第 2 (第 4 条 <u>国府処理区に係</u> 区分 別表第 3 (第 4 条 | だて、それぞれに定める額とする。 関係) <u>養る負担金等</u> <u>負担金等の額</u> 関係) | を完了した日における | | | | |
| 区分 負担金等の額 川表第 <u>2</u> (第 4 条関係) | 者の区分に応じ 別表第 2 (第 4 条 国府処理区に係 区分 別表第 3 (第 4 条 旭処理区に係る 区分 | だて、それぞれに定める額とする。 関係) <u>養る負担金等</u> <u>負担金等の額</u> 関係) <u>各負担金等</u> <u>負担金等の額</u> | を完了した日における | | | | |

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として 40 万 8,000 円 を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第36条の規定を勘案し、必要があると認め るときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するも のとする。

2 [略]

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第18条の6の12 第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等 賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18 条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援 金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、 20万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

- 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各 号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合 には、65 万円)とする。
 - (1) [略]
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)

改正後 (案)

(出産育児一時金)

- 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として 48 万 8,000 円 を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第36条の規定を勘案し、必要があると認め るときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するも のとする。
- 2 〔略〕

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等 賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援 金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。) は、 22 万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

- 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各 号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合 には、65 万円)とする。
 - (1) 〔略〕
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ 「略〕

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 52 万円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 〔略〕

2 〔略〕

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「20 万円」と、前項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」とする。

4 「略〕

改正後 (案)

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ 「略〕

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 53 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 〔略〕

2 〔略〕

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」とする。

4 〔略〕

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の3 [略]

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年 労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 の提示を求められた場

合においては、これを提示しなければならない。

(出産育児一時金)

- 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として 40 万 8,000 円 を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認め るときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するも のとする。
- 2 [略]

改正後 (案)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の3 [略]

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年 労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた 場合においては、これを提示しなければならない。

(出産育児一時金)

- 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として 48 万 8,000 円 を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認め るときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するも のとする。
- 2 [略]

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

2月も、引き続き多数の感染症患者が確認されています。

11月上旬から、感染者数は増加傾向となり、第8波に入っております。1月上旬からは減少傾向となり、第8波のピークは越えました。

減少傾向にはありますが、感染者数は依然として多く、引き続きの注意が必要です。

◇患者人数(令和5年2月24日公表分まで)

【令和2年度】

| F 14 11 11 | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|----|--------|--------|--------|-----|--------|-------|--------|-----|-----|---------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 10 |
| 【令和 | 3年度】 | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 7 | 13 | 0 | 2 | 97 | 56 | 50 | 0 | 0 | 500 | 149 | 176 | 1,050 |
| 【令和 | 4年度】 | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 66 | 160 | 67 | 1, 239 | 2, 273 | 1, 105 | 960 | 1, 422 | 2,093 | 1, 154 | 410 | | 10, 949 |

2 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談件数

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請を受け本庁健康医療対策課及び支所市民福祉課において電話相談を 実施しています。

また、令和3年3月からは、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談件数も計上しています。

◇相談者数及び相談件数(件)

| | 相談者 | 症状等 | 医療 | 予防 | ワクチン | ワクチ | 7 0 114 |
|---------|--------|-----|-----|----|------|-------|---------|
| | 数(人) | の相談 | 体 制 | 治療 | 副反応 | ン一般 | その他 |
| 令和2年度 | 273 | 49 | 21 | 10 | 0 | 19 | 178 |
| 令和3年度 | 6, 128 | 70 | 10 | 15 | 16 | 5,434 | 587 |
| 令和 4 年度 | 2,793 | 111 | 15 | 6 | 4 | 2,363 | 304 |

※令和5年2月24日現在

注)一度に複数の相談もあるため、相談者数と件数の合計は一致しません。

3 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。令和4年度においても継続して実施します。

令和 5 年 1 月には検体採取の内、9 件の陽性判定がありました。 ◇検査件数 (件)

【令和2年度】

| I DATA | 4中戌』 | | | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | 未実施 | | | | | | | 1 | 14 | 4 | 1 | 20 |
| 【令和: | 3年度】 | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | | | | | (2) | | | | (5) | | (4) | (11) |
| 9 | 4 | 6 | 5 | 13 | 17 | 4 | 11 | 5 | 43 | 27 | 28 | 172 |
| 【令和 | 4年度】 | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | (3) | (1) | (16) | (45) | (15) | (9) | (28) | (32) | (9) | (2) | | (160) |
| 29 | 25 | 13 | 33 | 69 | 42 | 31 | 71 | 53 | 29 | 8 | | 403 |

※令和5年2月24日現在

※ () は陽性件数

令和5年3月7日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子ども・子育て支援課 子育て世代包括支援センタ、

出産・子育で応援金支給事業の実施状況について

令和4年12月議会において補正予算を承認いただいた標記事業について、現在の状況 を報告します。

1 事業概要

令和4年4月以降に妊娠届出をした妊婦及び出生した子どもを養育する母(又は養 育者)に対し、経済的支援として応援金を支給する。

併せて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談等により必要な支援に つなぐ伴走型相談支援を推進する。

2 支給額

- 妊婦1人につき5万円 • 出産応援金
- ・子育て応援金 子ども1人につき5万円

3 支給対象見込者数 (令和 4 年度分)

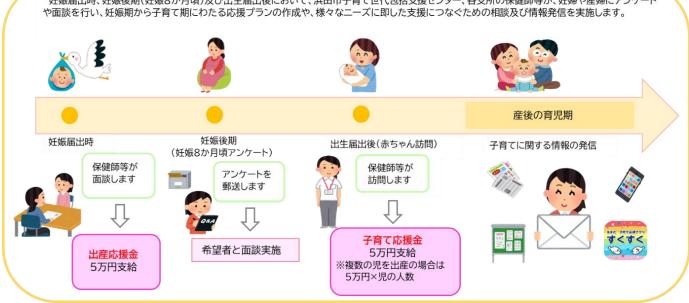
- (1) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に妊娠届出を行い、令和5年2月 以降出産予定の妊婦(妊娠が継続されなかった場合も含む) 170名
- (2) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に出生した児童の母(又は養育 者) 236 名
- 約60名 (3) 令和5年2月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出見込みの人
- (4) 令和5年2月1日から令和5年3月初旬までに出生見込みの人
- 約 40 名
- ※遡及対象者となる(1)(2)の方へは2/17(金)案内通知及び申請書等発送済。
 - (3) (4) の方については、随時個別に案内。

4 支給時期

令和5年3月下旬以降随時支給(原則、申請者名義の口座へ振り込み)

5 応援金支給の流れ

妊娠届出時、妊娠後期(妊娠8か月頃)及び出生届出後において、浜田市子育て世代包括支援センター、各支所の保健師等が、妊婦や産婦にアンケート



令和 5年 3月 7日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子ども・子育て支援課 子育て世代包括支援センター

子育て支援センター「すくすく」の解体及び跡地利用について

令和4年3月末をもって閉設しました松原町の子育て支援センター「すくすく」 の解体状況等について報告します。

1 解体状況について

(1) 工事期間 令和 4 年 11 月 3 日~令和 5 年 3 月 10 日

(2) 施工業者 株式会社電設サービス

2 解体後の跡地について

敷地外周にある既存フェンスにメッシュフェンス及び単管バリケードを加え、 事故防止の観点から敷地内を立入禁止とし、その旨看板等で掲示しています。

跡地については、「浜田市市有財産売却計画」では令和5年度に売却予定となっておりますが、公園等の整備計画によっては変更の可能性があります。現在、市全体の公園整備計画も含めて検討しているところです。

3 住民周知について

敷地内の立入禁止については、行政連絡員を通じて地域住民(外ノ浦町、松原町、殿町の住民)へ回覧板にて周知したほか、小学校区である松原小学校へ、児童の保護者宛て文書を持参の上説明し、児童への注意喚起を併せて行っていただくよう依頼しています。









コロナ関連の特例措置の終了について

政府において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえて、国民健康保険で行っていた特例措置に対する国の財政支援が終了することになりますので、報告します。

1. 傷病手当金の終了

コロナ感染症に感染した被用者である国保被保険者に対して、無給・減給休業期間 に係る傷病手当金を令和2年1月1日から支給しておりますが、令和5年5月7日ま でに感染・療養したものを最後に、支給を終了します。

ただし、申請の時効は2年とされておりますので、適用期間内に感染・療養したものであれば、今後も申請を受け付けます。

《支給実績》

令和元年度・令和2年度:支給実績なし

令和 3 年度: 4 件、132,230 円 令和 4 年度: 18 件、425,393 円

2. コロナ感染症の影響による収入減に係る国民健康保険料特例減免の終了

コロナ感染症の影響で前年と比べて収入が減少した(減少見込みを含む)場合に、 国民健康保険料を減免する制度を令和2年1月から創設しておりますが、令和4年度 分保険料をもって終了します。

今後収入減少等の理由で申請があった場合は、通常の減免基準に沿って審査します。

《減免実績》

令和元年度:63件、2,715,100円 令和2年度:72件、15,703,000円 令和3年度:17件、3,435,600円 令和4年度:3件、463,600円

※参考:「コロナ減免」と「通常の減免」の主な違い

| | コロナ減免 | 通常の減免 |
|----------|---------------|--------------|
| 判定に用いる収入 | 本人の減少する収入金額 | 本人、世帯主、世帯内他被 |
| または所得 | (見込み含む) で判定する | 保険者全員の合計所得金 |
| | | 額で判定する |
| 預貯金の状況 | 勘案しない | 勘案する |
| 減免決定後の精査 | 精査しない(申請時の状況 | 精査する(調査等の結果、 |
| | (見込み含む) だけで決定 | 減免を取り消す場合もあ |
| | し、減免を取り消すことは | る) |
| | しない) | |

令和 5 年 3 月 7 日 福祉環境委員会資料 市民生活部環境課

浜田市指定ごみ袋の梱包に係る形状変更について(報告)

令和5年度以降に作製する浜田市指定ごみ袋について、梱包形状を次のとおり変更します。

なお、ごみ袋本体の形状等については、変更ありませんので、 現在のごみ袋は、引き続き使用可能です。

1 変更内容

| 令和4年度 | 令和 5 年度以降 |
|-------|-----------|
| ロール型 | 平置き型 |

(イメージ)



※変わらない内容

ア ごみ袋本体の形状

イ 1梱包あたりの枚数及び価格

2 変更理由

- (1) 国内でロール型ごみ袋を作製できる業者が少なくなったこと。
- (2) (1)に伴い、価格競争が働かないこと、及びごみ袋を安定的に確保することが困難になったこと。

(裏面へ)

3 変更時期

- (1) 令和5年度作製分より形状を変更し、発注・作製する。
- (2) 令和5年度からの形状変更については、広報はまだ、HAMADA ごみ分別アプリ、市ホームページ等を活用し周知を行う。 ※指定ごみ袋等取扱店へは年度内に周知を行う。

令和5年度 地方税制改正の概要について

「地方税法の一部を改正する法律」等が例年3月31日に公布、一部を除いて4月1日から施行されます。これらの改正点のうち、浜田市税条例の改正が必要なものについては、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分により、令和5年3月31日の条例改正を予定しています。

主な地方税制改正の概要は、次のとおりです。

1 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、令和4年度末に見直し予定のところ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- ・令和17年までの新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府 目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区 分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

[現行(令和3、4年度)]

| 税率 | 対象車 |
|-----|--|
| 非課税 | 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 2030 年度燃費基準 75%達成~ |
| 1% | 60%達成~ |
| 2% | 上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成 |

[改正案(令和5~7年度)]

| 税率 | 対象車 | | | | | |
|------|---------------|-------------|--|--|--|--|
| 7九 辛 | (令和6年1月~) | (令和7年4月~) | | | | |
| | 電気自 | 動車 | | | | |
| 非 | 燃料電池自動車 | | | | | |
| 課 | 天然ガス自動車 | | | | | |
| 税 | 2030 年度燃費基準 | 2030 年度燃費基準 | | | | |
| | 80%達成~ | 80%達成~ | | | | |
| 1% | 70%達成~ | 75%達成~ | | | | |
| 2% | 上記以外 又は 2020年 | E度燃費基準未達成 | | | | |

※令和5年12月末までは現行区分を据置き

(2)種別割のグリーン化特例の見直し

環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年間延長(令和8年3月31日まで)するとともに、営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化する。

[**改正案**] 取得期間(軽課):令和5年4月1日~令和8年3月31日(3年延長)

| | 特例割合 | 適用対象車 |
|-------|------------|---|
| 軽課(取 | 75%軽減 | 電気自動車、燃料電池自動車、 プラグインハイブリット車、天然ガス自動車 |
| 取得翌年度 | 軽自動車 50%軽減 | 2030 年度基準 90%達成 (営業用乗用車のみ) → 令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。 |
| 及のみ) | 軽自動車 25%軽減 | 2030 年度基準 70%達成 (営業用乗用車のみ) → 令和 6 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。 |
| 重課 | 軽自動車 20%重課 | ガソリン車(13 年超、ハイブリット車は含まない)、 ディーゼル車(11 年超) |

※上記に加え、一定の排ガス性能及び 2020 年度燃費基準達成を要求。

(3) 特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設(令和6年度から)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)により、原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)に係る税率を2,000円とし、令和6年度分以後の軽自動車税種別割について適用する。

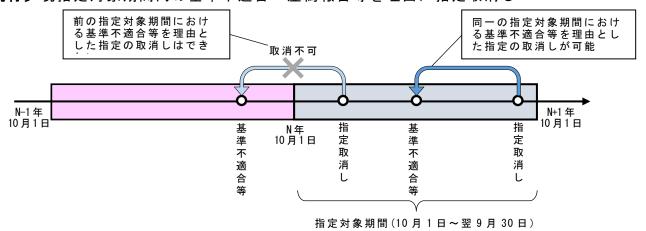
※特定小型原動機付自転車:電動機の定格出力が 0.6kW 以下であって長さ 1.9m、幅 0.6m 以下かつ最高速度 20 km/h 以下の電動キックボード等をいう。

2 個人住民税関係

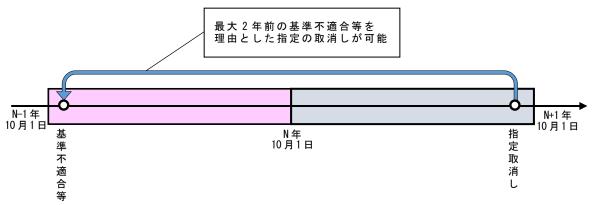
(1)ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置(令和5年度から)

これまで複数件の指定取消事案が生じていることを踏まえ、制度 の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って 取消事由とすることを可能とする。この改正は、地方団体が令和5 年4月1日以後に基準に適合しなかった場合等について適用する。

[現行] 現指定対象期間内の基準不適合・虚偽報告等を理由に指定取消し



【改正案】取消し前2年間における基準不適合・虚偽報告等を取消し事由とすることが可能



3 固定資産税関係

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産に係る特例措置の創設

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に 資する一定の機械・装置等に係る固定資産税について、課税標準を最 初の3年間価格の2分の1とし、また、賃上げ目標盛り込んだ同計画 に基づく取得においては、最初の5年間(令和6年度中の取得の場合 は最初の4年間)、価格の3分の1とする特例措置を創設する。(令和7 年3月31日取得分まで)

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設

改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等について、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日

から令和7年3月31日までに実施した場合、翌年度の建物に係る固定 資産税額の3分の1に相当する額を減額する措置を創設する。なお、減 額する割合は「わがまち特例」により定める。

冬季の水道凍結対策の実施状況について

1 水道の状況について

(1) 令和5年1月の配水量 (m³/日)

| | 全体 | 浜田 | 金城 | 旭 | 弥栄 | 三隅 |
|-----------------------|---------|---------|--------|--------|------|--------|
| 配水量最大日 | 25 日 | 25 日 | 27 日 | 27 日 | 27 日 | 26 日 |
| 最大配水量 | 25, 048 | 18, 504 | 2, 056 | 1, 958 | 504 | 2, 326 |
| 一日平均配水量 | 21, 264 | 15, 941 | 1,618 | 1, 400 | 358 | 1, 946 |
| 最大/平均(%) | 117 | 116 | 127 | 139 | 140 | 119 |
| 【参考】R3 年 1 月 最大配水量 | 32, 033 | 24, 091 | 2, 648 | 2, 257 | 638 | 3, 317 |

(2) 凍結等の問合せ状況(受付件数)

令和5年2月16日現在

| | | 受付場所 | 全体 | 浜田 | 金城 | 旭 | 弥栄 | 三隅 |
|-----|-------------------|-------|-----|-----|----|----|----|----|
| | | 指定事業者 | 201 | 68 | 71 | 25 | 16 | 21 |
| Ī | 市民問合せ等 | 上下水道部 | 75 | 38 | 14 | 8 | 8 | 7 |
| | · | 総合計 | 276 | 106 | 85 | 33 | 24 | 28 |
| | | 指定事業者 | 57 | 16 | 23 | 6 | 4 | 8 |
| | 凍結確認 | 上下水道部 | 20 | 9 | 3 | 2 | 2 | 4 |
| | • | 合計 | 77 | 25 | 26 | 8 | 6 | 12 |
| | | 指定事業者 | 146 | 51 | 48 | 20 | 12 | 15 |
| 内 | 漏水確認 | 上下水道部 | 59 | 27 | 11 | 8 | 7 | 6 |
| F 3 | · | 合計 | 205 | 78 | 59 | 28 | 19 | 21 |
| 点 | * 英冲灶 | 上下水道部 | 1 | 1 | | | | |
| 容 | 本管凍結 | 合計 | 1 | 1 | | | | |
| | 大 竺洞 · | 上下水道部 | 3 | 1 | | 2 | | |
| | 本管漏水 | 合計 | 3 | 1 | | 2 | | |
| | メーター | 上下水道部 | 5 | 5 | | | | |
| | 破損 | 合計 | 5 | 5 | | | | |

※一度の問合せで複数の内容があるため、内容の合計と市民問合せ等の合計は一致しません。

【参考】 令和3年1月寒波

- ◇指定給水装置工事事業者受付件数 1,267件
- ◇浜田市上下水道部受付件数

398件(1月7日~)

うち給水管(個人管理部分)漏水 325件・メーター破損件数 63件

◇合計受付件数

1,665件

次頁へ

(1) 広報活動

| 取り組み内容 | 備考 |
|---|-----------------|
| 石見ケーブルテレビで「冬の水道の防寒支度の紹介について」を放映 | 11 月 |
| ケーブルテレビ放映回をユーチューブに登録 | 11 月 |
| 「水道管凍結防止パンフレット」を全戸配布 | 11 月 |
| 支所、まちづくりセンター、郵便局窓口に「水道管凍結防止パンフレット」を設置 | 11月~ |
| 水道メーター検針時に「水道管の凍結・破裂を防ぎましょう」チラシを配布 | 11・12月 |
| 本庁、支所の公用車及び庁舎階段等へ「水道管の凍結に注意!」ステッカーを掲示 | 11月~ |
| 総合窓口課 番号案内システム広告モニター及び本庁地下デジタルサイネージに「水道管の凍結防止対策をお願いします」を掲載 | 11月~ |
| 市内水道事業指定給水装置工事事業者へ、水道管凍結漏水防止のための住民周知の協力をお願い | 11 月 |
| 広報はまだに「水道管の防寒はお済ですか?」を掲載 | 12月 |
| 出前講座実施 (周布まちづくりセンター) | 2月 |
| 水道管の凍結が予想される日の注意喚起を、防災防犯メール、ツイッター、 LINE、フェイスブック、市ホームページ、支所防災無線等で実施 | 13 回 (初回 11/30) |
| 石見ケーブルビジョン防災危機情報及び浜田市江津市応援アプリいわみる 緊急情報での注意喚起 | 13 回 |

(2) 凍結災害対策本部

| 取り組み内容 | 備考 |
|---|--------|
| 令和3年度水道施設凍結防止対策のふりかえり | 5月 |
| 旭地域止水栓台帳の作成 | 7~11月 |
| 各班マニュアルの見直し(広報・給水・電話対応・止水・工務) | 9月 |
| 凍結防止連絡会議の開催 | 10 月 |
| 凍結災害想定訓練の実施 (シミュレーション・給水車・止水) | 10・12月 |
| 全庁体制時の班員名簿作成 | 11 月 |
| 水道使用量 0 トンリスト対象者へ意向確認 撤去・閉栓→19 件(39 件中) | 11月 |
| 市関連施設への凍結予防対策の依頼 | 13 回 |
| 水道施設の凍結に備えた職員待機 | 11 回 |
| 水道施設の凍結予防調査(金城・旭・弥栄地域) | 3 回 |
| 大口利用者との協議 | 随時 |
| 令和4年度水道施設凍結防止対策のふりかえり | 3月予定 |

浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業の進捗状況について、次のとおり報告します。

1 管路工事について

(1) 進捗状況

令和5年2月8日に開催したプロポーザル方式選定審査会において、下記のとおり 契約候補者を決定しましたので報告します。

ア 第1工区契約候補者

名 称 祥洋建設・電設サービス・ウエスコDB方式共同企業体

代表企業 祥洋建設株式会社 代表取締役 今井 久晴

審査結果 793.8点 / 1,000点満点

見積金額 1,248,470 千円

イ 第2工区契約候補者

名 称 宮田建設工業・山重組・サンワ特別共同企業体

代表企業 宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕

審査結果 725.1点 / 1,000点満点

見積金額 1,322,379 千円

(2) スケジュール

| 日程 | 内容 |
|----------|------------------|
| 令和5年3月下旬 | 基本協定の締結 |
| 令和5年度 | 設計・工事監理業務委託契約の締結 |
| 令和6年度 | 建設工事請負契約の締結 |

2 処理場建設工事について

(1) 進捗状況

現在、基本設計及び公民連携導入可能性調査を実施しており、令和5年2月28日に 関係事業者と第2回意見交換会を開催しました。

(2) 意見交換会での主な意見

- JVに市内業者又は県内業者を含むことを必須としてほしい。
- ・参加要件、要求水準、図面等を示してほしい。
- ・建設予定地等を事前に現地調査させてほしい。
- ・DB方式で事業者選定等に時間をかけるよりも、従来方式で早期発注すれば、早期完成すると思われる。
- ・プラント設備をDBとし、土木・建築は従来発注することが望ましい。

(3) スケジュール

これまでの意見を踏まえ、公民連携事業導入に向けた仕組みを検討します。

| 日 程 | 内容 |
|---------|---------------------|
| 令和5年4月頃 | 第3回意見交換会及び事業説明会(予定) |

保育所等における使用済みオムツの処分の状況について

このことについて、令和5年1月23日付けで国から保育所等での使用済みオムツについては、保護者に持ち帰らせず、施設での処分を推奨する旨の通知がありました。

ついては、各施設におけるオムツの処分状況について次のとおり報告します。

1 令和5年1月末時点(国通知発出時点)の各施設の処分状況

- (1) 保護者持ち帰り:11 施設(約4割)
- (2) 保育所等で処分:16 施設(約6割)
 - ※ 保育所等での処分方法
 - ○業者収集:5施設(処分料はゴミ袋400円/袋~月定額19,800円)
 - ○ゴミステーション搬出:11 施設

2 令和5年4月以降の各施設の対応方針

- (1) 保護者持ち帰り: 3施設(約1割)
- (2) 保育所等で処分:24 施設(約9割)
 - ※ 保育所等での処分方法
 - ○業者収集:10 施設
 - ○ゴミステーション搬出:14 施設

3 その他

保護者の負担軽減のために、オムツのサブスク(保育所等にオムツ・おしりふきが直接届き、月額定額制で使い放題)を導入する施設もある。

令和 5 年 3 月 7 日 福祉環境委員会資料 市民生活部 環境課

水道未普及地域の状況について

1 水道未普及地域等の状況(令和4年3月末 現在)

| 地域 | 人口 (世帯) | 小規模水道施設数(人口・世帯) | | |
|----|-----------|------------------|--|--|
| 浜田 | 15 (7) | | | |
| 金城 | 92 (48) | | | |
| 旭 | 45 (26) | | | |
| 弥栄 | 106 (69) | 3 施設(20 人・13 世帯) | | |
| 三隅 | 696 (381) | 4 施設(69 人・32 世帯) | | |
| 計 | 954 (531) | | | |

2 飲料水安定確保事業 (浜田市飲用水安定確保事業補助金) の執行状況

| 補助対象事業(※ | R元 | R 2 | R 3 | |
|-------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| ① 提訊並訊數學事業 | 件 数 | 5 | 2 | 1 |
| ① 施設新設整備事業 | 補助額 | 7, 379, 000 | 3, 212, 000 | 1, 698, 000 |
| ② 主要機器等長寿命化 | 件 数 | 3 | 1 | 9 |
| 修繕事業 | 補助額 | 611,000 | 178,000 | 1, 612, 000 |
| ③ 標準機器等修繕事業 | 件数 | 5 | 3 | 7 |
| ② 保毕機品等修體事業 | 補助額 | 616,000 | 273,000 | 1,009,000 |
| ±1. | 件 数 | 13 | 6 | 17 |
| 計 | 補助額 | 8, 606, 000 | 3, 663, 000 | 4, 319, 000 |

※補助対象事業の対象経費等

①施設新設整備事業 【補助率:4/5、限度額:200万円】 施設の新設に要する経費

(水源確保工事費、給水装置・浄水施設設置費、給水管・電気設備工事費等)

- ②主要機器等長寿命化修繕事業 【補助率:4/5、限度額:25万円】 主要な機器等の施設の長寿命化につながる修繕に要する経費 (ポンプ及びジェットの同時交換、ポンプの交換等)
- ③標準機器等修繕事業 【補助率:4/5、限度額:20万円】 機器等の軽微な修繕に要する経費 (活性炭の入替え、ろ過施設の交換、除菌機の取替え等)

※補助制度は令和3年度に全市統一

令和2年度以前の補助制度は、①については全市共通として実施

②・③については旧三隅自治区基金事業として実施